

第5回教育委員会会議

1 日時 平成31年3月12日 火曜日 午後3時45分～午後4時45分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
内藤 和彦	教育次長
林田 潔	都島区長兼区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
多田 勝哉	総務部長
山野 敏和	総務課長
植木 久	文化財保護課長
水口 裕輝	指導部長
飯田 明子	学校力支援担当部長
渡瀬 剛行	首席指導主事
弘元 介	初等教育担当課長
松田 淳至	教職員人事担当課長
栗信雄一郎	教職員人事担当課長代理
富山富士子	首席指導主事
井上 省三	教務部長
玉置 信行	教職員制度担当課長
松浦 令	教職員給与・厚生担当課長

田中 大輔 教職員給与・厚生担当課長代理
窪田 信也 教職員服務・監察担当課長
眞野 麻美 教職員服務・監察担当課長代理
川本 祥生 政策推進担当部長兼教育政策課長
橋本 洋祐 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名
- (3) 案件

議案第17号	大阪市文化財保護審議会委員の委嘱について
協議題第5号	全国学力・学習状況調査結果を受けた対応について（その10）
議案第18号	職員の人事について
議案第19号	職員の人事について
協議題第6号	職員の人事について
協議題第7号	職員の人事について

なお、協議題第5号から7号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第18号、19号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第17号「大阪市文化財保護審議会委員の委嘱について」を上程。

多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

文化財については、文化財保護法に基づき、国が指定するものと地方自治体で指定するものがある。本市では平成11年度に大阪市文化財保護条例を制定し、本市の区域内に存する文化財で、本市にとって重要なものについて、これまでに250件の文化財の指定を行った。

その指定に当たっては、文化財保護法に基づき、本市教育委員会に文化財保護審議会を置いて進めている。

本件は、この文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、委員の委嘱についてお諮りする

ものである。委員の任期は条例53条第5号により2年間と定められており、この度、17名の方々に委嘱をしたいと考えている。

委員の候補を選ぶに当たり、それぞれの専門分野において顕著な業績が認められること、特に大阪の歴史や文化財に詳しいことを条件として、学会や有識者の御意見などをお聞きしてきたところである。

委員候補者の専門分野については、建築2名、民俗1名、美術工芸3名、歴史5名、無形文化財（芸能、演劇等）1名、名勝1名、天然記念物1名、考古学2名、都市文化1名の構成となっている。

男女比率については17名中男性10名、女性7名であり、女性の割合が41.2%であり、市の方針を満たしている。年齢層は40代から70代までの幅広い層から求めている。なお、各委員の役職、専門分野、業績などについては、資料3ページ以降にまとめて記載している。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 委員の選定についてはこのとおりで特に異論があるわけではないですが、再任に関して委員細則では80歳以上は一応この限りでないということなので、例えば今回40代の方がおられると最長30年ぐらまでは再任してもいいという格好になりますよね。やはりいろいろな人の意見も聞くという意味では、任期の考え方を整理してみたらどうか。若手の人にもこういう活躍の場というか、そういうものを与えるためには、任期を例えば1期2年であれば5年を上限とするとか、今は80歳以上で切っていますけれども、その辺の再任の考え方、任期の考え方について少し教えていただきたいと思います。

【多田総務部長】 文化財保護審議会の委員につきましては、大竹委員がおっしゃいましたような再任の制限というのは現時点では設けていない現状です。

今回の委員の委嘱に当たりましたが、資料の4ページにあります4名の方々が任期満了により御退任される方々です。一方で3ページの上のほう、太く囲っています3名の方々が新しく入った方ということになっております。年齢構成では、新しく入られた方々の中には40代、50代の方がおられまして、若干の若返りはありますけれども、今おっしゃいましたような形で今後、この文化財保護審議会の先生方の、特に求められます専門分野、極めて高い専門性が必要だとは思いますが、あと大阪の歴史ということで狭い分野の専門家ということもあり、どうしても今このような形になっておりますけれども、今大竹先生がおっしゃいましたような形で、さまざまな御意見を聞くということも本当に重要なことだと

思いますので、そういったルール化についても考えていきたいと考えています。

【山本教育長】 任期がないのであれば退任する方は、辞めたい時に辞めるということなのですか。

【植木文化財保護課長】 できるだけ若返りを図るというのは以前から考えているところなので、今回も年齢の高い方から。

【山本教育長】 年齢順ですか。

【植木文化財保護課長】 順というわけではないのですが、あとは専門性と、例えば古代史の分野でも全体に専門にしている方はたくさんおられるのですけれども、その中で大阪の歴史の専門ということになると、随分少なくなってくるという現状はあります。

【大竹委員】 原則は決めておいて、特に専門性であとの方がおられないとか、その方でないと務まらないというときは、いろいろな例外規定の設け方もあると思います。多様な意見を求めるということから見ると、やはり自分自身としては大体10年ぐらいが限度かなというふうには思っているのですが、そういう中でもあとの人がいないとか、専門性、ここはちょっと違う分野でありますから、そういうようなことは例外規定で少し何か考えられたらどうかと思います。ちなみに一番長い人は何年ぐらいやられているのですか。

【多田総務部長】 この名簿の中では、谷直樹先生、草野先生、百橋先生の三方につきましては当初から務めていただいております、一番長い方になります。平成11年からですからおよそ20年近くになります。

【大竹委員】 確かにこれで見ると中世史にもいろいろ時代があるので、適任の方がおられないということがあることも理解できます。実際の人選時にルールとして明文化してあれば、いろいろな人の意見を聞くという観点で幅広くリストアップされて考えられると思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第5号「全国学力・学習状況調査結果を受けた対応について」を上程。

井上教務部長の説明要旨は次のとおり。

学力向上に向けた総合的な制度構築について、人事評価及び校長経営戦略予算などを具体的に制度設計するに当たり、各事項についていつまでを目途に議論すべきかスケジュールを協議いただきたいと考えているが、まずはこの間の市会における質疑の状況について

報告する。

大阪維新の会からは、市長に対して、教育施策に重点投資を行っているからには、客観的なエビデンスに基づいてP D C Aサイクルを確立することにより、より質の高い教育が提供されるよう不断の改善が必要。また、教員が正当に評価されたり、表彰を受けたりすれば、教員のモチベーションが高まり、その周りの教員にも良い影響を与え、学校全体で学力向上に向けて取り組む機運の醸成につながり、それが子供の頑張ろうとする気持ちの高まりや学力の向上につながるのではないかと。また、人事評価や表彰の新たな制度改編をしっかりと行っていただきたい、との質疑であった。

自民党からは、教育委員会における現行施策を見渡してみると、施策の全般的な検証が不十分なまま、次々と新しい施策を打ち出しているようにしか見えない。校長戦略支援予算を例に出された上で、まずは教育委員会においてこれまでの学力向上に係る施策の成果と課題を十分に検証、評価し、P D C Aサイクルを回した上で、子供たちの学力向上につながる施策を進めるべき、との質疑と、校長人事評価への反映においては、さまざまな地域、環境が異なる中で、果たして学校間における合理的な基準指標を策定することが可能なのか。また、テスト結果を教員、校長の人事評価、勤勉手当、さらには学校予算にまで反映させる方針に対し、学力テストの結果を教員給与などに反映させる方針を見直すよう求める陳情書が2月に採択されたが、方針を改めるのか、というような質疑であった。

公明党からは、総合教育会議で示された考え方が学校全体で子供を育むというチームとしての力を損ね、支援が必要な子供たちを切り捨てるなどにつながらないようにするべきとの観点から、学力向上に対する教育委員会の考え方及び貧困対策や特に配慮が必要な子供への支援など、教育施策の今後の進め方について伺う、との質疑であった。

共産党からは、市長に対し、大阪市の子供たちは今でもテスト漬けの状態である。テスト漬けにすることや人事評価や学校予算への反映はやめるべきではないかと、との質疑であった。

予算委員会においては、大阪維新の会からは、学力に関するデータについて収集、分析することにより、教員の足りないところなどデータ分析に使えるものがあり、データの収集、分析は進めてもらいたい。体力、いじめや不登校も課題があると考え、まずは子供たちが安全・安心で登校して楽しい学校づくりを行うべきではないかと、との質疑であった。

公明党からは、教育委員会会議において学力が上がらない根本的要因がどこにあるのか、解決に向けた方向性をしっかりと見定めた上で対策を講じてもらいたい。また、2月の委

員会において陳情書が採択されたが、教員人事評価への反映を行うのか、また昨年8月からの市長の提案を受けて、人事評価制度を改編したのかどうか、との質疑であった。

共産党からは、現状において経済的、家庭的な環境要因が排除できないと言いながら、校長人事評価に点数結果の向上度を反映させるのは拙速ではないか。改めて試行実施の目的について問う、との質疑であった。

これに対して事務局からは、答弁内容の総論として、平成29年4月の教員給与制度の権限移譲を機に、新しい人事・給与制度づくりを進めてきたところであり、この過程の中で昨年8月に市長より学力テストの結果を教員などの給与に反映させたいとの提案をいただいて、教育委員会としては1月に人事評価制度の公平性の課題も踏まえた上で、教員ではない校長に限定し、学力以外の要素も含めた総合的な評価制度を提案したものである。

また、校長の人事評価や学校予算への反映の狙いとして、継続的に成果を上げ続ける組織体制を構築し、各種学力調査によるのみの検証、改善サイクルを確立させることは、子どもたちにこれから求められる学力の育成に必要であると答弁し、おおむね教育こども委員会で採択された陳情書の陳情項目の趣旨を踏まえたものになっているのではないかと考えており、今後の制度の詳細や運用面の検討に当たっては、当該陳情書の趣旨を考慮してまいりたいということ。また、客観的数値に基づいてコミュニケーションを行うことで、人材育成や学校の活性化を図り、子どもたちを伸ばしていきたいと考えており、その趣旨の学校現場への浸透を図った上で、本格実施につなげてまいりたいと答弁したところである。

水口指導部長及の説明要旨は次のとおり。

これまでの議論を踏まえ、学力向上に向けての取り組みの現在の状況等について報告する。

2月中旬から下旬にかけて、小学校の学力経年調査並びに1、2年生の中学生チャレンジテストの結果が各学校に返却されてきた。現段階では学校において、調査結果に基づいて、各学年、学級での状況について分析し、事務局が配信している振り返りプリントに基づいて課題の対応を行っているところである。

また、今後事務局においても各調査の詳細な結果分析を行う予定であるが、取り急ぎ現時点で明らかになった結果について報告する。

昨年10月、事務局において市長提言の来年度の全国学テにおいて政令市15位相当を目指す目安として、小学校の5年、中学校2年の経年チャレンジにおける数値目標を各小

中学校に通知した。

その数値目標の達成状況について、小学校では、数値目標を達成した学校は、国語で29校、10%、算数で23.5%、68校であった。

小学校の学力経年調査については、今年度、国の動向も踏まえて、例年に比べ活用問題をより増やしている。ただ、経年調査は大阪市単独の調査になっており、例えば大阪市全体が伸びた場合、標準化得点の伸びに現れないこと、あるいはA小学校の標準化得点が上がると、必ず他の小学校は下がるところが出てくるということを考えると、数値が向上する学校は、最大で50%となり、大阪市全体の伸びを測ることが難しいという課題があるので、次年度以降については、全国での位置も含めて伸びを測れる調査を検討しているところである。学力向上施策の効果検証については、昨年度から実施している学校力UP支援事業校の41校、学力向上推進モデル校は国語、算数ともに24校では、前年度より国語で向上した学校が多く、3学年の合計における標準化得点での比較においても、支援校、モデル校とも国語科で約6割の学校が上昇している。これは、支援校以外の学校の割合を上回っており、結果の要因については、今後詳細に検討、分析していきたいと考えている。

続いて、中学校では15位相当の数値目標を達成した中学校は国語で6%、数学で23%であった。中学生のチャレンジテストについては、大阪府内で実施しているので、本市全体としての学力の伸びを比較することができる。昨年度から今年度の経年比較により向上した学校は、国語で74校、数学で75校であり、ともに半数以上の学校の中学校2年生が標準化の得点において前年度より向上している。

これらの結果より、15位相当という目標達成は非常にハードルが高いが、74校、75校と半数以上の学校が昨年より上がっているということは、一定頑張った結果が出ているのではないかなと思う。同一母集団による前年比較については、学校力UP支援校、学力向上推進モデル事業における国語、数学の対府比を経年的に比較した結果として、1年生から2年生の経年比較で向上した学校の割合が、学校力UP支援校、モデル校でも多いことが見てとれる。これは、3年生のチャレンジテストが9月の実施であったのに対し、1・2年生のチャレンジテストは1月の実施で、目標設定をしたのが10月ということなので、1・2年生の方に取り組みを進めた結果があらわれたのではないかと考えている。

また、チャレンジテストが始まってからの同一母集団（中学1年から中学2年）における全体の変化としては、直近の2年間においては全教科（3教科）で大阪市全体の学力の向上が見られているところである。とりわけ今年度は対府比において特に数学が非常に大

大きく向上している。この要因についても、今後詳細に分析してまいりたいと考えている。

あわせて、取り急ぎではあるが、学校力UP支援校、あるいは学力向上推進モデル校に担当の指導員とのヒアリングをしたところ、経年比較において向上した学校においては、「学校長を中心として教職員が同じ方向を向いて学力向上に取り組むことができている」、「各種調査の分析により学校課題を教職員が共有して、放課後の学習等組織的な取り組みをやっていた」というようなことを聞き取りでは出てきている。中学校では、「教科内で教員が切磋琢磨して授業改善の意識をともにして取り組んでいた」という学校については、学力が上がってきているというところがあった。

一方、下降してしまった学校においては、年度途中で子供の荒れが発生したり、保護者のクレーム等により担任が疲弊したりといった状況があった。

まだまだ詳細には至っていないが、現時点の分析からも子供たちの学力育成については、やはり教員の不断の授業改善並びに校長を中心とした教育への取り組みが重要であること、一方、教育振興基本計画に掲げている最重要目標のうち一つである「安全・安心な学校」づくりの実現もまた大変重要な要素であると改めて感じている。

前回の総合教育会議等での議論を踏まえて、来年度より指導主事等が担当校、概ね1人3校、4校程度になると思うが、担当校を決めて、全小中学校を定期的に訪問しようと考えている。その際には、「授業改善、組織的な取り組み、安全・安心な学校」の重要性を指導主事がしっかりと認識した上で、学校を回る中で各種調査の分析、支援あるいは授業改善に向けた授業参観、授業助言、効果的な取り組み事例の提供などの学校支援を行ってまいりたいと考えている。

また、本年度より開始しているこどもサポートネット、あるいは来年度から始まるスクールロイヤー等、生活指導にかかわる事業もしっかりと進めながら、安全・安心と学力向上に向けて、学校と教育委員会が一体となった取り組みを推進したいと考えている。

川本政策推進担当部長の説明要旨は次のとおり。

ただいまの市会の状況と直近の状況を踏まえ、今後の教育委員会における当面の検討スケジュール案について説明する。主要な検討項目として、学校の運営に関する計画については、学校協議会で承認をいただく必要があり、学校において、どういった目標を設定するか、学校の教育活動とあわせて計画していただくが、この目標の中で、全校で取り組むべき目標を教育委員会が定めている。その目標を全市共通目標としているが、全市共通目

標について3月19日に見ていただいたうえで現場に周知していきたいと考えている。全市共通目標の中で、チャレンジテストや経年調査の各学校の全体に標準化得点を向上させる目標を現在も入れているが、この目標を例えば15位程度とするのか、それとも各学校で目標を立てるのかというところを議論いただきたいと考えている。

また、校長戦略支援予算の加算配付の対象をインセンティブという形で改編していくということについても、具体的に学力向上に特化した取り組みや、どういったところを指標と考えるのかというところ。指標はおおむね学校運営に関する計画の全市共通目標を踏襲した形になろうかと思うので、時期としては3月19日に議論いただきたい。

人事評価制度については、具体的な評価シートや評価ウエートなどの具体的な内容をご覧いただきたいと考えている。

それから、市会に出された陳情については、多数決の上採択されており、陳情項目では、学力テストの結果を教員給与などに反映させることについて見直し、真の学力向上のための施策を練り直すようにとあるので、教員給与などに反映させる方針について、市会でも議論があった。教育委員会の方針としては、概ね教員には反映していないので、陳情の趣旨は違えていないのではないかという言い方をしているが、校長に反映しているということと、陳情書の中には予算にも反映しないようにという趣旨も書かれているので、やはりこのあたりも陳情が採択されたことについて、市会への説明責任があることから、この方針を決定した上で、市会にどういう形で報告していくかということも検討する必要がある。

もう1つは、これまで平成28年度末に決定した、人事・給与制度の改編の議案の中には、校長評価については、より学校の実績を羽石田客観的な評価を実施していくとあるが校長については5%、20%、60%、あと残りの15%を第4区分、第5区分に割り振ることで、校長評価を相対評価化していくということも課題として残っており、それに伴って昇給の幅に差をつけていく改編の予定があるので、合わせてここで議論していくことが必要ではないかと思っている。

これに関しては、3月中に人事評価、予算、学校評価について見ていただく予定であるが、選挙が4月7日にあり、全国学テが18日、議員の任期が4月30日に始まるので、ともに4月中に陳情を踏まえた論点整理を行った上で市会に報告したい。

試行の実施は4月から始める必要があるが、6月以降、制度説明会という形で市会に説明していく予定としており、試行のうえ、2020年に本格実施と考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 市会の答弁の中で、陳情の趣旨については踏まえたものになっているとお答えいただいたのですけれども、これに対して何か反論はありましたか。

【山本教育長】 会派によって違い、自民は否定的であったが、公明は委員会で再度、そもそもいつに陳情があったのかという質問があり、その問に対して、陳情は1月の総合教育会議の前であり、それを踏まえてこういう内容になっているという説明をさせていた

【森末委員】 この陳情書は1月29日受理ですか。

【玉置教職員制度担当課長】 陳情は29日の朝に出てまいりましたので、29日の午後から開催しました総合教育会議の前になります。

【森末委員】 陳情の内容は教員の給与などとなっていますから、踏まえたかどうかは別として、反していないというのは説明としてはあり得ると思うのですが、朝かどうかという話はなかなか微妙な話ですね。

【川本政策推進担当部長】 公明党は人事・給与制度の改編を、これまでやろうとしてきたことと、市長がおっしゃってやったことを、区別すべきではないかということも加えていただいていたところであります。

【山本教育長】 またこれから議論を進めさせていただきますので、その都度またお尋ねいただきたいと思います。

議案第18号「職員の人事について」を上程

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、会計事故に係る懲戒処分に関する案件である。

被処分者は、生野区の中学校事務職員及び、同校の校長の2名である。

処分内容については、地方公務員法第29条第1項各号による懲戒処分として、当該職員については免職、当該校長については管理監督責任として減給一月とする。

本件概要については、当該職員は平成29年8月から平成30年の12月まで、学校物品購入等の手続を怠るなどして処理されていなかった6件の業者への支払いについて、私金による立て替え払いを行うとともに、平成30年5月から平成31年1月まで、申請手続を失念するなどして、支給されていなかった教員5名分の住居手当などの支払いについて、これも

私金による立て替え払いを行っていた。また、その立て替え払いによる支払いを充当するために、平成30年の7月から12月にかけて、教員に支払われるはずの給与及び旅費など、計99万4,088円を公金口座から引き出し、私的に開設した個人口座に入金して流用していた。

発覚の経緯については、学校経営管理センターが事務指導監察を実施したことに、当該職員が説明し切れずに打ち明けたというものである。

当該職員は、出金の際に出金伝票の根拠となる関係書類を添付しておらず、校長に対して具体的な説明も行っていなかった。また、校長から追加の説明を求められることもなかったということである。

また、公金により流用した金員99万4,088円は、現時点では全額返済済みであり、保護者及び教員への支払いも完了しており、未申請となっていた教員の諸手当も手続を完了している。

当該職員の処分量定の考え方については、当該職員の一連の行為の動機は、自身のミスを隠蔽するためという私的なものであり、公金を個人口座に入金し自身の占有下に置いたことは、公金の横領に相当し、大阪市職員基本条例第28条別表の52項により、免職に該当すると考える。

次に、本件に係る校長の対応としては、公金口座からの出金手続及び公金の定期的な点検等の際に、通帳と帳票類の内容確認を十分に行っておらず、また当該職員が教員の扶養手当の立て替え払いについて相談した際に、私金で支払うことを容認している。

当該校長の処分量定の考え方については、管理監督者として適正な会計事務に係る指導監督を怠っていることから、大阪市職員基本条例第28条第6項の前段に該当し、量定としては減給または戒告となっているところ、当該職員から教員の扶養手当の立て替え払いについて相談を受けた際に私金で支払うことを容認していることから、不適正な会計処理を助長したと考えられる。この点を踏まえ過去の類似事案を考慮し、減給一月が相当であると考える。

本日、承認賜れば、3月15日に処分発令を行いたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】　　こういう大金を扱う事務処理などの管理は、当該職員1人で行っているものなのですか。

【窪田教職員サービス・監察担当課長】　　学校によって事務職員の配置の数が異なりますが、

当該校においては1人です。

【井上教務部長】 本来は校長が通帳の出金伝票とその原因証書になる帳票を突合したうえで支払手続きを行うのですが、当該校長は出金伝票だけを見て確認していた。出金の原因調書を全く見ていませんので、こういうことが行われたというところです。

【異委員】 今回、御本人が自供されたということなのですが、それがなかったら発覚も遅れて、ほかの学校でもあり得ること、あつてはいけないのですが、体制としては不十分なのではないかなと思います。

【大竹委員】 ほかの学校については、この事件が発覚してからチェックはかけたのですか。

【井上教務部長】 全校にチェックはまだかけておりませんが、基本的には服務・監察で学校に訪問して点検する際に、そういう点検を抜き打ちでやっているのですが、全件をチェックというのはなかなか難しいところがあります。

【窪田教職員服務・監察担当課長】 現在、学校経営管理センターの担当部署からこういう事例があったということで、調査をしているところです。今時点で大きな事項につながるような報告は出ておりません。

【大竹委員】 もう一度自己点検しなさいということですか。

【窪田教職員服務・監察担当課長】 はい。当該職員が過去勤めていた学校についても確認しております。

【山本教育長】 最近はずっとこういうことがなかったのですが、由々しき事態ですので、またきちんとした形で注意喚起を促して、こういうことの再発がないようにさせていただきたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第19号「職員の人事について」を上程

※説明要旨及び質疑概要については職員基本条例第30条第5項の規定により非公表

協議題第6号「職員の人事について」を上程

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

ポスト増減について、新設ポストとして学校教育推進担当部長、生活指導に係る指導部

次席指導主事、総務部教育政策課の指導主事、人権国際理解に係る指導部指導主事の4ポストの増。廃止ポストとしては、教育センターの参事、生活指導に係る指導部指導主事の2ポストの減を予定している。差し引き2ポストの増となる。

次に学校エリアについて、勝山中学校と鶴橋中学校を統合し、新たに桃谷中学校を設置することから、桃谷中学校の校長、教頭の2ポストの増及び勝山中学校と鶴橋中学校の校長、教頭に係る合計4ポストの減、そのほか新たに副校長4ポストの新設を予定している。

また、幼稚園については、西船場幼稚園を廃園し、韮幼稚園に機能移管すること、また堀江幼稚園を廃園し、移転後に公私連携幼保型の認定こども園を開設することから、園長の2ポストの減を予定している。

続いて、校園長の人事異動案については、能力や適性、実績を重視し、全市的な均衡、適正化の観点を踏まえ、区担当教育次長の意見も参考にして、適材適所の考え方により異動案を作成しているところである。

次に、任期付校長については、1年間の勤務実績を審査した結果、校園長全員に適格性があるものと認定し、継続雇用してまいりたい。

以上の内容で、来週の19日に議案として上程したいと考えている。

協議題第7号「職員の人事について」を上程

多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、4月1日付の事務局の組織、職制の改正及び人事異動についてである。

まず、4月に新たに新設するポストについては、学力向上を初めとした教育専門的分野の管理体制強化として、現在、指導部においては、喫緊の課題である学力向上を初め、英語力の向上に向けた事業の企画や教員の負担軽減を踏まえた部活動指導員の拡充など、迅速に対応する必要があるミッションが増加している状況である。こういった状況に対応するために、新たに指導部に教育職の学校教育推進担当部長を設置する。これにより輻輳するさまざまな課題に的確に対応できる体制の構築を目指していきたいと考えている。

このことにより、教育職として、指導部においては、まず指導部長については幼稚園から小学校、中学校、高等学校と各校種の教育活動の支援を総括的にマネジメントするという立場である。新たに新設する学校教育推進担当部長においては、校種にまたがる学力向上などの特命事項について、校種をまたがって横断的に施策の推進を担うという役割として整理をしたい。

そして、行政職の学校力支援担当部長について、引き続き学校教育活動を支援するさまざまな事業の予算の管理、それと貧困対策などの関連部局との連携調整という役割を担うということ考えている。

次に、次期教育振興基本計画の検討及び学力向上関連施策などの総合調整を行う体制を整備するために、現在政策推進担当部長が兼務している教育政策課長の兼務を免じて、専任の体制としたい。

また、教育政策課に担当係長の新設を考えている。さらに大学連携の取り組みを一層推進するために、同じく教育政策課に指導主事を新設したいと考えている。

次に、学校施設の老朽化対策を一層推進するために、施設整備課に建築職の老朽対策担当課長代理を新設する。あわせて、事務職、建築、機械及び電気職の係長職を新設したいと考えている。

また、いじめ、不登校対策を一層推進するために、指導部教育活動支援担当に次席主導主事を新設し、多文化共生教育推進事業を一層推進するために指導主事を置きたい。

また、教育情報ネットワーク基盤統合、再構築など、こういった事業の推進のために、学校経営管理センターに担当係長をそれぞれ新たに新設したい。

ポスト数の増減については、厳しい財政状況のもとでさらなるコスト削減を市全体で求められておる中であるが、先ほど申し上げた体制整備を図った結果、平成30年10月時点で比較をし、10人増13減のマイナス1となっている。

人事異動の案が、実際にどのような人の配置をするかということについては、現在、人事室と調整を行っているところであり、全市的な人事異動の日程については、3月20日に各局、当局のほうへも内示される予定となっている。こういった関係上、人事異動そのものについては、教育長の急施専決処分として行ってまいりたい。また、その急施専決処分の内容については、3月26日の教育委員会会議において、報告案件として改めてお諮りしたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 廃止ポストで例えば総務部施設整備課担当係長（技術、機械）とありますよね。新設にも同じような名称が出ているのですけれども、ここはどう違うのですか。

【多田総務部長】 廃止ポストの係長級の技術系の係長、それと課長代理級にも技術、建築といったポジションがございまして、これらにつきましても、中学校給食のための施

設設備を平成31年の夏休みにかけて行うことになっており、その事業が終息することに伴い、それらの職制について廃止をしたいと考えております。今回廃止として上げさせていただき、いわばこのポストを原資として、学校の急増対策ですとか技術系の事業で必要なポジションに充てていきたいという考え方です。

【大竹委員】 名称は一緒なのだけれども、所掌業務が違うということですか。

【多田総務部長】 はい、そうです。

【森末委員】 20日内示というのは大丈夫なのですか。

【山野総務課長】 人事委員会がいずれにしましても休みを挟みまして22日に予定されているというように伺っておりますので、それに合わせての内示となります。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
